毒劇１５号（別記第６号様式）

**特定毒物研究者許可申請書**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者の欠格条項 | (1) | 法第１９条第４項の規定により許可を取り消されたこと |  |
| (2) | 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し又は罰金以上の刑に処せられたこと |  |
| 主たる研究所の所在地及び名称 |  |
| 特定毒物を必要とする研究事項及び使用する特定毒物の品目 |  |
| 備　　　　　　　　　　考 |  |

 上記により、特定毒物研究者の許可を申請します。

 　年　　　月　　　日

住　　所

氏　　名

 福岡市保健所長　様

【添付書類】

１　付近の見取図

２　設備の概要図（保管庫の見取図を含む。正面図に縦×横×奥行の寸法を記載すること）

３　申請者の履歴書（現在の職業の内容については詳細を記載すること）

４　申請者の診断書（３か月以内のもの）：別紙１

毒物及び劇物取締法第６条の２第３項第１号及び第２号に該当しないことを証するもの

５　使用する特定毒物の品目書（使用する特定毒物の品目の全てを申請書に記載できない場合）

６　申請者が毒物に関し相当の知識を持ち、かつ、学術研究上特定毒物を製造し、又は使用する

ことを必要とすることを示す書類

　(1)特定毒物を学術研究のため製造又は使用する者

・大学において、薬学、医学、化学その他毒物及び劇物に関係ある学科を専攻修了したことを

証する書類※

・特定毒物を製造又は使用する研究内容

(2)農業試験場、食品メーカー等において比較的高度の化学的知識を必要としない事項のみに

つき、研究を必要とする者

・毒物劇物取扱責任者（農業用品目）と同等以上の資格を証する書類※

 (3)水質汚濁防止法等の規定に基づく分析研究を実施するため、標準品としてのみ特定毒物を

使用する者

・毒物劇物取扱責任者（一般）と同等以上の資格を証する書類※

※資格を証する書類（薬剤師免許証、卒業証明書、試験合格証等）については、各衛生課で

原本照合を行うので、原本及び写しが必要であること。なお、開設者による原本証明済みの

写しに代えてもよい。

【記載要領】

１　申請者の欠格条項欄

「有り」又は「無し」を記載すること。

２ 研究所の所在地及び名称欄

主たる研究所の所在地及び名称を記載すること。

３ 特定毒物を必要とする研究事項及び使用する特定毒物の品目欄

(1)研究事項及び使用する特定毒物の品目を具体的に記載すること。

なお、欄に入らない場合は、「別添のとおり」と記載し、別添に添付してもよい。

(2)農業試験場、食品メーカー等において農業関係の特定毒物の効力、有害性又は残効性等の

研究のみを行い、これ以外の特定毒物の研究を行わない者にあっては、その旨を記載する

こと。

(3)水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、下水道法(昭和33年法律第79号)、大気汚染

防止法(昭和43年法律第97号)等 の規定に基づく分析研究実施するため、標準品として

のみ特定毒物を使用し、それ以外の用途には使用しない者にあっては、その旨を記載する

こと。